

持続化補助金＜一般型＞新旧対照表

全国商工会連合会

	ページ	第 11 版 (6 月 8 日)	第 12 版 (9 月 3 日)
1	3		(追加) (6) 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨により災害救助法の適用を受け、局地的に多数の建物が崩壊するなど、再建が極めて困難な状況にある地域（熱海市）において同大雨の被害を受けた事業者（注；商工会地区は災害加点の対象外となります）
2	11 18	資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されていないこと	資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されていること
3	13 20		(追加) 4. 災害加点 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨により災害救助法の適用を受け、局地的に多数の建物が崩壊するなど、再建が極めて困難な状況にある地域（熱海市）において同大雨の被害を受けていること。 熱海市が発行する罹災証明書または被災届出証明書の写しを添付。
4	53		<採択審査時に「災害加点」の付与を希望する事業者> 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨により災害救助法の適用を受け、局地的に多数の建物が崩壊するなど、再建が極めて困難な状況にある地域（熱海市）において同大雨の被害を受けた事業者に対し、以下を条件として、採択審査会時に加点を行うものです。 商工会地区の事業者は災害加点の対象外です。 ①「経営計画書」（様式 2）の「政策加点の付与を希望する」「災害加点に該当」欄にチェック

	ページ	第11版（6月8日）	第12版（9月3日）
			<p>②申請時に熱海市が発行する「罹災証明書または被災届出証明書」の写しを添付（熱海市が発行する「罹災証明書または被災届出証明書」の添付が無い場合は、加点対象になりません）</p> <p>※災害加点が適用される事業者は、「2. 補助対象者」の（6）は適用されません。</p> <p><u>※災害加点が適用される事業者のうち、事業に供する自動車等車両が被災した事業者に限り、自動車等車両（購入単価50万円（税抜き）以上の中古品含む）が補助対象となる場合があります。</u></p> <p><u>詳細は熱海商工会議所までご相談ください</u></p>
5	56		<p>(6) 令和3年7月1日からの大雨により災害救助法の適用を受け、局地的に多数の建物が崩壊するなど、再建が極めて困難な状況にある地域（熱海市）において同大雨の被害を受けた事業者</p>
6	69		<p>採択審査時に「災害加点」の付与を希望する事業者の場合</p> <p>熱海市が発行する「罹災証明書または被災届出証明書」の写しを添付【必須】</p> <p>写し1部</p> <p>◇令和3年7月1日からの大雨により被害を受けた事を証明するものです。</p> <p>商工会地区の事業者は災害加点の対象外です。</p>